



平成20年3月17日

各位 殿

件名：コンテナへの積載可能重量減少について（続報）

前回の共同フレイターズニュースでお伝えした、海上コンテナ基準緩和措置3月末終了に伴う、積載可能重量減少の件につき、再度その背景及び現時点での見通しを御案内申し上げます。

今から10年前、平成10年（1998年）4月1日より、日本においても海上コンテナへの国際規格でのフル積載が認められ、コンテナへの積載可能重量が大幅に増加しました（20' 20,320kgs 24,000kgs、40' 24,000kgs 30,480kgs。コンテナ自重含む）。しかしこの重量を運べるトレーラーが存在しなかった為、従来のトレーラー、シャーシを改造強化する事によって運んで良いとの特例が10年間の暫定措置として認められました。この3月末でその10年が終了するというのが今回の問題です。

10年前から分かっていたことを何故この直前になって大騒ぎするのかという疑問を持たれるかと思いません。本来はこの10年の間に対応するトレーラー、シャーシへの切り替えが進められるはずだったのですが、相次ぎ強化される排ガス規制への対応や燃料費の高騰など業界を取り巻く環境は大変厳しく、1台300万円以上する、しかも燃費の低下につながる3軸シャーシへの転換は遅々として進んで参りませんでした。又、実際上も海上コンテナに対する積載重量の取り締まりは非常に緩く、措置の期限が切れる3月以降も、特に大きな問題にならないのではないかとこの観測が業界のムードとなっております。

昨年秋以降、恒常的に重量コンテナの運送を依頼されている大手メーカーより、コンプライアンス（法令遵守）の観点から3軸対応の要求が出され、料金的な交渉の末にこの貨物分は昨年中に各業者ほぼ対応が完了したようです。ところが本年に入ってから、警察がコンテナの重量を簡易に測定できる装置を導入したという情報が入り、業界の「従来通りで大丈夫だろう」というムードが一気に変わることになりました。取締りが厳格に実施されると、一番軽い過積載5割未満の初回違反でも10日の車両使用禁止、違反点が増えると営業停止や事業許可の取消となります。また、依頼した荷主様にも罰則が適用されます。（明細別紙）

現在弊社宛にも各ドレー業者より4/1以降の対応についての「お願い」の文書が次々と届いております。具体的な要望・対応としましては、1)先般来弊社でもお願いしている2軸対応可能重量への積載貨物の減量 2)運送依頼時の貨物重量の明記 3)3軸対応が必要な場合には、希望納期を守る事が難しく、かつ、料金的にも大幅な改定（割増）をお願いするようになること、といった内容です。

今後の見通しですが、20'はシャーシの絶対量が少なく、年明けに発注した分は納期が早く夏頃になるとの事で、それまでの間は大変申し訳ありませんが事実上重量コンテナへの対応は大変難しいと思われまます。40'についてはある程度対応シャーシもございますが、取り合いになると思われまますので極力早目の御依頼をお願い申し上げます。又、料金的には現在1台あたり都内近県で1万円から1万5千円程度の割増を求められておりますので、御理解の程よろしくお願い申し上げます。

船社・コンテナヤードの対応等、また情報が入り次第ご案内致します。

株式会社 共同フレイターズ(通関業、国際複合輸送業)

営業部 : TEL : 03-5418-6371 / FAX : 03-5418-6377

カスタマーサービス部 : TEL : 03-5418-6372 ~ 3 / FAX : 03-5418-6380

横浜支店 : TEL : 045-211-2001 / FAX : 045-211-2000

URL : <http://www.kau.co.jp>

(資料) 過積載に対する処分・罰則

違反回数		処分
初違反		車輛停止処分
再違反	5割未満を3年間で4回行った場合	運輸支局等の指導、定期報告
	5割以上10割未満を3年間で4回行った場合	事業の停止処分
	10割超を3年間で4回行った場合	事業の許可の取り消し処分
項目		
累積違反点数期間		3年間
違反事業者の公表		累積点数20点超
営業所の全部・一部停止処分		累積点数50点超
事業の許可の取り消し処分		累積点数80点超

事業者への罰則	「過積載関係」行政処分等の規準（貨物自動車運送事業法）					
	違反行為	処分等の規準（車輛の使用停止）				
	過積載による運送の引受	初回	2回目	3回目	4回目	
	過積載の程度が5割未満のもの	10日x違反車輛数	30日x違反車輛数	80日x違反車輛数	200日x違反車輛数	
	過積載の程度が5割以上10割未満のもの	20日x違反車輛数	50日x違反車輛数	130日x違反車輛数	330日x違反車輛数	
	過積載の程度が10割以上のもの	30日x違反車輛数	80日x違反車輛数	200日x違反車輛数	500日x違反車輛数	
過積載違反により、社会的影響の大きい事故を引き起こした場合等には、処分の加重が行われることがあります。						
運行管理者への罰則	運行管理者の資格取消し（貨物自動車運送事業法）					
	運行管理者の業務についての法令違反があり、かつ、次のような場合等は、運行管理者資格者証の返納命令が発令され、資格が取り消されます。（代務者についても適用されます） 有責の重大事故を引き起こし、多数の死傷者を生じた場合、その他社会的影響の大きい事故の場合 過労運転もしくは過積載運行が計画的又恒常的に繰り返し行われていた場合 運転者に対する適切な指導及び監督を怠り恒常的に速度違反が行われていた場合等					
乗務員への罰則	違反点数及び反則金（道路交通法）					
	過積載の程度	大型車		普通車		
	10割以上	6点	罰則適用	3点	3万5千円	・車輛の停止と積載物の重量の測定 ・過積載車輛に係る処置命令及び通行指示 ・従わない場合は3月以下の懲役または5万円以下の罰金
	5～10割未満	3点	4万円	2点	3万円	
	5割未満	2点	3万円	1点	2万5千円	
6点は免許停止処分、罰則は6月以下の懲役または10万円以上の罰金						
荷主への罰則	過積載車輛の運転の要求等の禁止（道路交通法）					
	道路交通法において、荷主等は運転者に対し過積載となることを知りながら、積載物を売り渡したり、引き渡したりしてはいけません。 これに違反した荷主等が、反復して過積載の要求をする恐れがあると認められるときは、警察署長から過積載の「再発防止命令」が出されます。 罰則 再発防止命令に違反すると、6月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。					
	荷主勧告の積極的な発動（貨物自動車運送事業法）					
国土交通大臣は、貨物自動車運送事業法第64条に基づき、どうしても過積載しなければ輸送できないような依頼をした場合過積載となることがわかっていながら過積載運行を要求した場合荷主に対し、再発防止の措置を執るよう勧告します。 ・協力要請（イエローカード） ・警告書（レッドカード）						